

# 平成29年5月29日から 法定相続情報証明制度が はじまります。

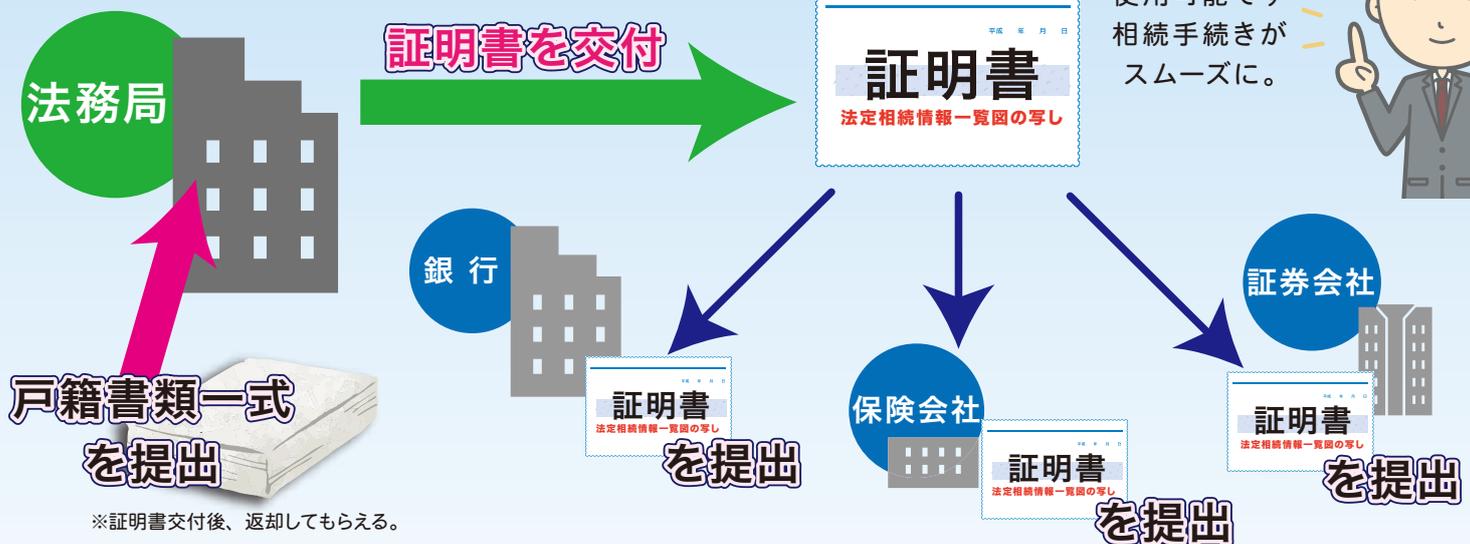
相続手続きに必要な戸籍書類一式を  
**証明書1通**に替えることができます。



この新制度により、  
**1通の『法定相続情報一覧図の写し』**で  
相続人が特定され、戸籍の再提出など  
手間や煩雑さが解消されます。

この証明書を使うことで、**不動産登記の名義変更・金融機関の口座解約**  
**などの手続き**をすることができるようになります。

『法定相続情報証明制度』のイメージ



『法定相続情報一覧図の写し』交付手続きは、お近くの司法書士にご相談ください。

京都司法書士会 075-241-2666



お気軽にお問合せください。無料相談のご案内も致します。

# 『法定相続情報証明制度』を利用すれば、 こんなお悩みも解決するかもしれません。



相続の手続きって面倒そう……。  
何から手を付けて良いのかわからないし。  
やることも多そう……。  
どうしようかしら??



手続きをする銀行がいくつもあるけど  
戸籍書類を何通ずつ揃えたら  
いいのかしら……。

人が亡くなると相続が開始します。

その場合、相続人への名義変更等の各種手続きが必要となります。

その際、不動産の名義変更は法務局・預貯金の解約等は各金融機関となり、窓口が異なります。

手続きには、戸籍謄本などの大量の書類が必要で、原本が必要となれば、その束を何セットか用意しなければならず  
手間と費用がかかりました。

書類を受理する側の確認作業も大変で、そのため手続きに時間も要しました。

『法定相続情報証明制度』では、その束の持ち運びが簡略化されることとなり、

**法務局が発行する相続情報証明書 1通で手続きが可能になります。**

## 相続の開始後に行うこと

相続の  
開始

相続の放棄は  
3か月以内

準確定申告は  
4か月以内

相続税申告は  
10か月以内

- 預貯金の名義変更・解約・払い戻し
- 生命保険金の請求
- 土地建物の名義変更
- 自動車の名義変更

など、様々な手続きが必要です。

『法定相続情報一覧図の写し』交付手続きは、お近くの司法書士にご相談ください。

京都司法書士会 075-241-2666

お気軽にお問合せください。無料相談のご案内も致します。

